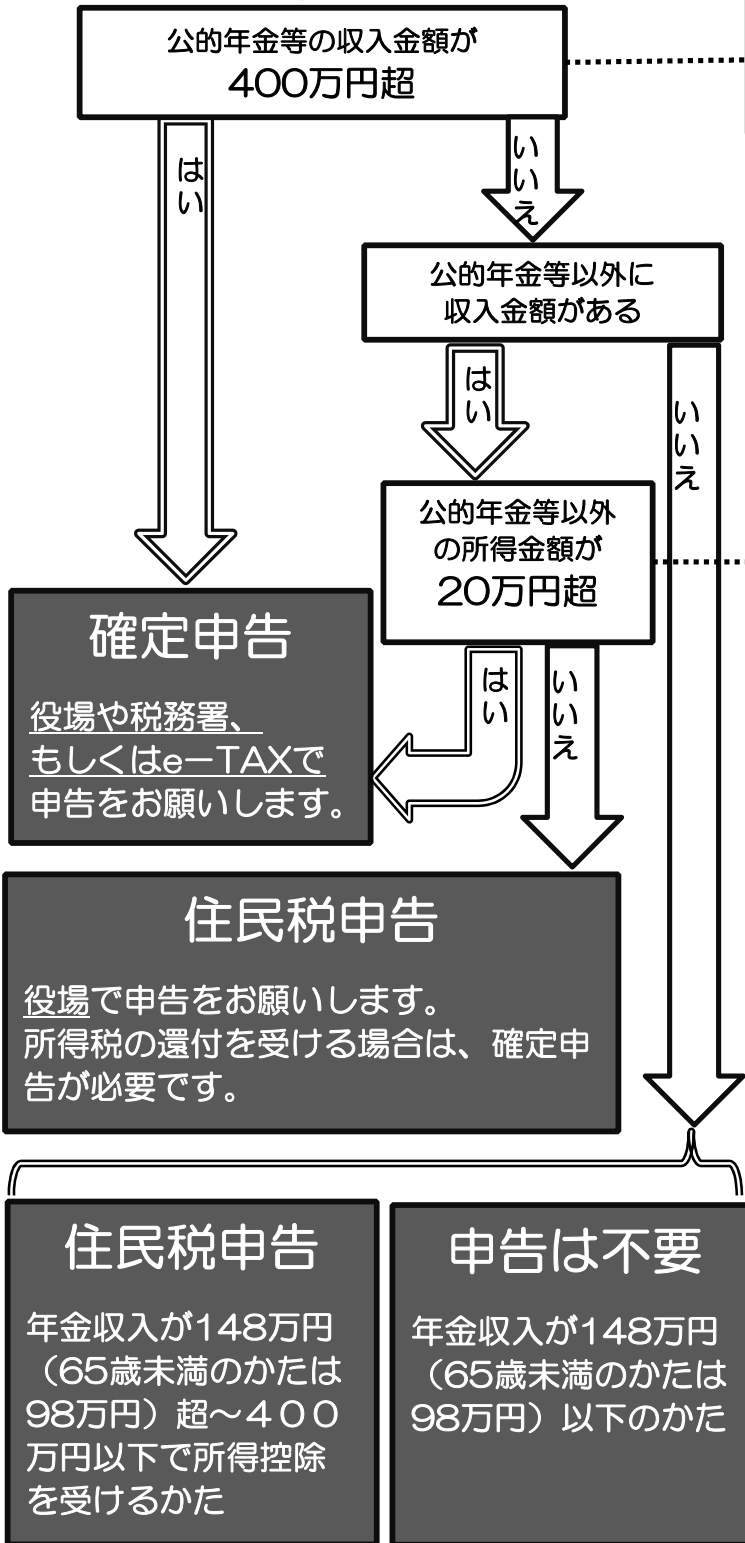


# 年金受給者申告フローチャート

公的年金等を受給されているかたが、申告が必要となるか簡易に判定するものです。

スタート



複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額で判断します。

公的年金等以外の所得金額の種類(主なもの)と所得金額の計算方法等は、下記のとおりです。

所得種別	主な内容 所得の計算方法等
給与所得	給与、賞与、パート収入など 収入金額が75万円を超えると、所得金額が20万円超となります。
農業所得	小売りなどの個人経営の事業 個人で行っている農業 収入から必要経費を引いた金額
不動産所得	アパート等の賃貸、農地を貸した使用料など 収入から必要経費を引いた金額
雑所得 公的年金以外の	個人年金、講演料、原稿料、内職、シルバー人材センター配分金など 収入から必要経費を引いた金額
配当所得	株式や出資配当など ※ 上場配当で、申告不要制度を利用した場合は除きます。 収入から元本取得に要した負債の利子を引いた金額
一時所得	生命保険の満期返戻金など ① 総収入額から、収入を得るために直接要した金額を引く。 ② ①で計算した金額が50万円を超える場合、50万円を引く。(50万円を超えない場合は所得0円になります。) ③ ②で計算した金額を1/2にして、1円未満を切り捨てた金額が所得金額になります。

## 【問い合わせ】

所得税・消費税について … 館林税務署 TEL(0276)72-4373

住民税について … 板倉町役場 税務課 住民税係 TEL(0276)82-6127(直通)